

○職場環境改善計画助成金（事業場コース）に関するQ & A

1 助成対象事業者について

Q 1-01 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1-01 具体的な申請要件は、職場環境改善計画助成金の手引（令和3年度版）の1頁をご覧ください。

Q 1-02 「労働者数の制限なし」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも企業単位の申請になりますか。

A 1-02 職場環境改善計画助成金は事業場単位での申請となります。また、労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

Q 1-03 様式第3号「支給要件確認申立書」の中で「過去1年間に、労働関係法令（労働基準関係法令等）違反をしている。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのですか。

A 1-03 労働関係法令違反により送検されていること、又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。
なお、就業規則の作成届出、36協定届出、健康診断の実施などの労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請していただくことが望ましいです。

2 助成対象事業について

Q 2-01 要件に「ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。」とありますが、ストレスチェックやその後の集団分析に関係なく職場環境改善計画を作成・実施した場合は助成金の支給対象となりますか。

A 2-01 支給対象にはなりません。この助成金は、ストレスチェック制度の普及・定着を企図しているものであり、ストレスチェック実施後の集団分析に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に支給対象となります。

Q 2-02 【事業場コース】の要件に「平成29年度以降、専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していること。」とありますが、平成28年度以前に契約を締結している場合は、支給対象となりますか。

A 2-02 支給対象にはなりません。平成29年度以降に専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していることが要件となります。

Q 2-03 ストレスチェックは実施したが、集団分析は行わなかった場合で、専門家の指導により職場環境改善計画を作成・実施した場合の指導費用は支給対象となりますか。

A 2-03 集団分析を行っていない場合は、支給対象にはなりません。ストレスチェック実施後の集団分析を行った上で、それを踏まえて職場環境改善計画を作成・実施した場合に支給対象となります。

3 助成対象経費について

Q 3-01 助成金額について教えてください。

A 3-01 専門家の指導費用の実費について10万円を上限とし、将来にわたり1回限り支給します。

Q 3-02 専門家は、産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士とありますが、「等の心理職」の「等」には、ほかにどのような資格が含まれますか。

A 3-02 「等の心理職」の「等」には、キャリアコンサルタント（キャリアカウンセラー）、シニア産業カウンセラー、公認心理師（公認心理師法による国家資格）が含まれます。

Q 3-03 「ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、」とありますが、令和2年度に実施したストレスチェックの実施後の集団分析で、集団分析自体を令和2年度に行っている場合は、支給対象となりますか。

A 3-03 支給対象となります。但し、専門家との契約実施対象期間が令和3年度以降のものであることが、助成金支給の要件となります。